

「MAXISトピックスリスクコントロール（5%）上場投信」の信託終了（繰上償還）および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ

当社は、「MAXISトピックスリスクコントロール（5%）上場投信」（以下「本ETF」といいます。）につきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、2021年7月16日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当該繰上償還および付随する重大な約款変更にかかる書面決議が可決された場合、当局への届出を行ったうえで、2021年10月9日付で約款変更を実施し、2021年10月12日を信託終了日として繰上償還する予定です。

記

1. 対象ファンド

MAXISトピックスリスクコントロール（5%）上場投信（証券コード：1567）

2. 繰上償還および付随する重大な約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	2021年7月16日（金）
書面決議に関する書類発送日	2021年8月19日（木）
議決権行使書面による議決権行使期限	2021年9月6日（月）
書面決議日	2021年9月8日（水）
買取請求開始日（予定）	2021年9月9日（木）
買取請求終了日（予定）	2021年9月28日（火）
約款変更実施日（予定）	2021年10月9日（土）
信託終了日（予定）	2021年10月12日（火）
償還金支払い開始日（予定）	2021年11月19日（金）

3. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄（確認中）」への指定	2021年6月2日（水）
「整理銘柄」への指定	2021年9月8日（水）
東京証券取引所における最終売買日	2021年10月8日（金）
上場廃止日	2021年10月9日（土）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

4. 繰上償還および付随する重大な約款変更の内容および理由

<内容>

- ・本ETFの信託期間を無期限から2021年10月12日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

<理由>

本ETFは東京証券取引所への上場以降、本ETFの「運用の基本方針」に則り、基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ってまいりましたが、純資産総額は減少傾向にあります。また、受益権口数はそれぞれ信託約款に規定する10万口を下回った状態にあります。(本ETFのファンドの状況については下記ご参照)。

このような状況を受け、弊社では、本ETFの対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、本ETFを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

設定日	2012年2月22日
上場日	2012年2月23日
設定時純資産総額	5億9千万円
対象インデックス	S & P / J P X リスク・コントロール指数 (5%)
2021年4月末現在の純資産総額	1千万円
2021年4月末時点の受益権口数	1万口
約款に規定する受益権口数	10万口

5. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還および付随する重大な約款変更は、2021年8月19日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2021年8月20日から2021年9月6日）に賛成の意思表示をされた受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2021年7月16日現在の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する重大な約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、2021年9月9日から2021年9月28日までの間に、本ETFの受託会社に対して、2021年7月16日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、本ETFの取得申込は2021年9月15日以降、一部解約は2021年9月30日以降、受け付けないこととします。

MAXIS トピック スリスクコントロール（5%） 上場投信
投資信託約款の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託期間） 第5条 この信託の<u>期間は、信託契約締結日から2021年10月12日までとします。</u></p>	<p>（信託期間） 第5条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第41条第10項、第42条第1項および第2項、第43条第1項、第44条第1項ならびに第46条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</u></p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責） 第37条 （略）</p> <p>② 受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ 受託者は、一部解約金（第41条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）について第38条第<u>7項</u>に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>④ （略）</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責） 第37条 （略）</p> <p>② 受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金（<u>信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。</u>）の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ 受託者は、一部解約金（第41条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）について第38条第<u>6項</u>に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>④ （略）</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第38条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を</u></p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第38条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>受託者は、信託終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日における名義登録受益者として、当該名義登録受益者に償還金を支払います。</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p><u>④ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u></p> <p><u>⑤ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</u></p> <p><u>⑥ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p> <p><u>⑦ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p><u>⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等におい</u></p>	<p><u><追加></u></p> <p><u>④ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行うものとし、</u></p> <p><u>⑤ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p> <p><u>⑥ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p><u>⑦ 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等におい</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
て行うものとします。	て行うものとします。
<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第39条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条<u>第5項</u>に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第39条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条<u>第4項</u>に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>

以上